

二宮町雨水貯留槽設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道料金等の物価高騰の影響を受け、上下水道料金の軽減を図ることを目的に雨水貯留槽を設置する者に必要な支援を実施するため、予算の範囲において補助金を交付することに関し、二宮町補助金交付規則(平成30年二宮町規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水利用 雨水を貯留槽に貯留し、植木、花壇及び庭への散水等に活用することをいう。
- (2) 雨水貯留タンク 雨水利用に供することを目的として、雨どいからの集水管及び雨水貯留槽本体で構成される雨水を貯留するために地上に設置するタンクをいう。
- (3) 附属品等 置台及び転倒防止チェーン等の雨水貯留槽と建物との接続に必要な部材をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金を交付する対象者(以下「補助対象者」という。)は、自らの負担により二宮町内において所有する建物に雨水貯留タンクを設置した者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、二宮町暴力団排除条例(平成23年二宮町条例第21号)第8条の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の規定する暴力団員に該当する者は、補助金の対象としない。

(補助金の対象経費)

第4条 補助の対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が二宮町内に所有する建物に設置した雨水貯留タンク及び附属品等(以下「雨水貯留タンク等」という。)の購入費、送料、設置工事費、消費税額及び地方消費税額とする。

- 2 前項の雨水貯留タンクは、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする

る。

- (1) 容量が 100 リットル以上のもの
- (2) 地上に設置するもの
- (3) 未使用の既製品

3 第 1 項の規定に関わらず、自ら行う設置工事に要する費用及び令和 8 年 3 月 31 日以前に購入した雨水貯留タンク等は、この補助金の対象としない。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、1 建物当たり 50,000 円を上限とする。

(交付の申請及び実績の報告)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、二宮町雨水貯留槽設置事業補助金交付申請書兼設置完了報告書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類及び二宮町雨水貯留槽設置事業補助金交付請求書（第 2 号様式）を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 雨水貯留タンクを設置する建物の場所を示す地図
- (2) 建物の配置図等に雨水貯留タンクの設置箇所を示した図面
- (3) 雨水貯留タンク等の購入に係る購入店発行の日付、購入者の氏名、製品名、容量及び金額の内訳が明記されている領収書
- (4) 設置を依頼した場合は、施工業者発行の日付、支払者の氏名、製品名、容量及び金額の内訳が明記されている領収書
- (5) 設置した雨水貯留タンク全体が確認できるカラー写真及び雨どいからの接続状況が確認できるカラー写真
- (6) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の申請の受付は、毎年度 5 月 14 日から 1 月 29 日までとする。

3 町長は、当該年度の予算の範囲を超えるときは、受付を中止するものとする。

(補助金の交付決定)

第 7 条 町長は、前条の交付申請書兼設置完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により交付の可否を決定したときは、二宮町雨水貯留槽設置事業補助金交付（不交付）決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 8 条 町長は、前条の規定による補助金交付の決定後、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金受給者の責務)

第9条 前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）は、本補助事業に係る雨水貯留タンクを設置場所において、良好に維持管理するとともに、雨水貯留タンクに貯留した雨水の有効的な雨水利用に努めなければならない。

（立入調査等）

第10条 町長は、必要があると認めた場合は、本補助事業に係る雨水貯留タンクの設置について、職員をもって現地の状況を調査し、又は報告を求めることができる。

2 補助金受給者は、前項の調査又は報告に協力するものとする。

（免責事項）

第11条 雨水貯留タンクの設置完了後、事故、問題等が生じた場合、町はいかなる責も負わない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付を受けた者に係る第9条から第11条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。